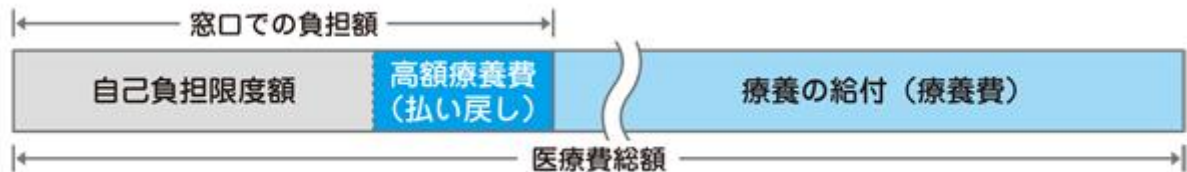


【高額療養費の詳細】（平成30年12月1日時点）

<高額療養費のしくみ>



【自己負担限度額～全国健康保険協会ホームページより】

自己負担限度額は被保険者の年齢と所得区分によって分類されます。

なお、保険外併用療養費の差額部分、入院時食事療養費の食事療養標準負担額、入院時生活療養費の生活療養標準負担額は自己負担限度額の対象となりません。

その他の公的医療保険については、所得区分や自己負担限度額が異なる場合があります。

①70歳未満

所得区分	区分	自己負担限度額	多数該当
標準報酬月額 83万円以上	ア	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1%	140,100円
標準報酬月額 53万～79万円	イ	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%	93,000円
標準報酬月額 28万～50万円	ウ	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%	44,400円
標準報酬月額 26万円以下	エ	57,600円	44,400円
低所得者 （住民税非課税）	オ	35,400円	24,600円

※ 「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額が基準とされ「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

②70歳以上 75歳未満

所得区分		自己負担限度額	
		外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯)
①現役並み所得者	現役並みⅢ (標準報酬月額 83 万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	252,600 円+ (総医療費-842,000 円) × 1% 【多数該当：140,100 円】	
	現役並みⅡ (標準報酬月額 53 万~79 万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	167,400 円+ (総医療費-558,000 円) × 1% 【多数該当：93,000 円】	
	現役並みⅠ (標準報酬月額 28 万~50 万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	80,100 円+ (総医療費-267,000 円) × 1% 【多数該当：44,400 円】	
②一般所得者 (①及び③以外の方)		18,000 円 (年間上限 14.4 万円)	57,600 円 【多数該当：44,400 円】
③低所得者	Ⅱ (※1)	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ (※2)		15,000 円

※1 低所得者Ⅱ…市町村民税非課税である被保険者またはその被扶養者と療養のあった月に生活保護法の被保護者である被保険者であって、低所得者Ⅱの適用を受けることにより生活保護の被保護者とならない被保険者またはその被扶養者

※2 低所得者Ⅰ…被保険者および被扶養者全員が市町村民税非課税で、所得が一定基準(年金収入 80 万円以下等)を満たす者

■利用方法

次の支給要件を満たした場合に、加入している公的医療保険窓口に申請します。なお、高額療養費の払い戻しは、医療機関から提出される診療報酬明細書(レセプト)の審査を経て行われるため、診療月から3か月以上かかることがあります。

■その他留意点

以下のように、「世帯合算」「多数該当」というさらに自己負担額を軽減する制度もあります。

<世帯合算>

同一の世帯で、同じ月内に自己負担額が21,000円以上のものを合算し、その合算した額から自己負担限度額を差し引いたもの額が高額療養費として払い戻されます(70歳以上の方は自己負担額をすべて合算できます)。これを世帯合算といいます。

※ ここでいう世帯は、同じ公的医療保険に加入している家族(被保険者と被扶養者など)という意味です。夫婦共働きでそれぞれが勤務先の健康保険に加入している場合、後期高齢者医療制度の場合は合算できないので注意してください。

<多数該当>

高額療養費として払い戻しを受けた月数が1年間で3月以上あったときは、4月目から自己負担限度額がさらに引き下げられます。これを多数該当といいます。

※ 多数該当は同一の公的医療保険に加入している場合に適用されます。国民健康保険から全国健康保険協会に加入した場合など、保険者が変わったときは多数該当の月数に通算されません。

※ 多数該当は同一の被保険者で適用されます。退職して被保険者から被扶養者になった場合などは、多数該当の月数に通算されません。

■申請時期

診療を受けた月の翌月以降、1か月ごとに申請できます。申請の期限は診療を受けた月の翌月の初日から2年です。2年経過してしまうと申請できなくなりますので注意しましょう。

■よくある質問(Q&A)

Q1：高額療養費の支給を申請してから、払い戻しまでどのくらいかかりますか？

A1：払い戻しは、医療機関等から提出される診療報酬明細書(レセプト)の審査を経て行いますので、診療月から3か月以上かかることがあります。払い戻しまで時間を要するため、医療費の支払いに充てる資金として、各公的医療保険では、高額療養費支給見込額の8割～9割相当額を無利子で貸付する「高額医療費貸付制度」が設けられています。加入されている公的医療保険窓口へお尋ねください。

なお、国民健康保険の場合は、貸付制度のない自治体もありますので、お住いの区市町村へお問合せください。

参考：全国健康保険協会ホームページ